

「三陸鉄道を活用した沿岸周遊事業
(商品造成支援及び情報発信) 業務」

業務仕様書

令和 3 年 7 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸鉄道を活用した沿岸周遊事業（商品造成支援及び情報発信）業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 趣 旨

本県の沿岸地域への誘客促進のため、海外旅行会社及びメディア等を招請し、旅行商品造成支援の実施及び情報発信を行うもの。なお、この仕様書における「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とする。

(2) 業務件名及び数量

「三陸鉄道を活用した沿岸周遊事業（商品造成支援及び情報発信）業務」 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

(4) 委託料の上限額

14,353千円（税込み）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 提案内容

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、令和元年の本県への外国人宿泊者は343千人と過去最高となったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による外国との往来制限の影響を受け87千人と大きく減少しており、同感染症収束後に本県への外国人観光客を回復させるための取組が必要となっている。

同感染症収束後の本県への外国人旅行者の回復を目指すためにも、海外の旅行会社及びメディア等を招請し、これまで海外からのツアー造成実績が少ない沿岸地域への誘客を促進するために実施するものについて企画提案すること。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 対象市場からの訪日旅行、本県への旅行の動向分析に関すること
市場毎に記載すること。
- ② 市場毎の戦略に関すること
市場のコンセプトやターゲット、テーマなど提案する企画内容の根幹
- ③ 事業全体の行程に関すること
全体及び市場毎スケジュールを記載すること。

(2) 仕様等

① モデルコースの商品造成支援

ア 本取組の対象市場は、台湾及び中国市場とする。

イ 招請する海外の旅行会社は、本県への旅行商品造成の実績や意欲のある旅行会社の商品造成責任者等を6社6名程度とする。なお、社会情勢を考慮の上、国内に支店がある海外旅行会社等の招請を妨げるものではない。

ウ 行程は、沿岸地域の体験型コンテンツを含んだものとし、4泊5日程度とすること。

エ 招請した旅行会社については、沿岸地域を含んだ岩手県への旅行商品を1件以上造成するよう to すること。

オ 旅行会社の選定については、企画コンペ提案書等の内容と、岩手県へのこれまでの送客実績

等を考慮し、協議・調整を行ったうえで、決定するものであること。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によって、旅行会社の招請が困難となった場合には、メディア等の招請に変更することがある。

② 沿岸地域の知名度向上

ア 本取組の対象市場は、台湾及び中国市場とする。

イ 外国人 YouTuber を招請するとともに動画配信すること。なお、社会情勢を考慮の上、外国人 YouTuber は日本国内に拠点を置く者の招請を妨げるものではない。

ウ 行程は、沿岸地域の体験型コンテンツを含んだものとし、4泊5日程度とすること。

エ 広告ランディングページを制作すること。

オ Instagram による情報発信をすること。

(3) その他

① 全行程アテンドのための添乗員及び通訳を手配すること。

② 宿泊施設、見学施設、観光素材及び体験コンテンツについては、新型コロナウイルス感染症対策が取られている施設等を選定すること。

③ 被招請者の宿泊施設は外国人観光客の受入れに積極的な施設とし、1名1室を原則とする。なお、客室及びロビー等において、Wi-Fi が利用可能であることが望ましい。

④ 被招請者及び通訳の行程中の経費（宿泊費、食費、施設入場料等）を計上すること。

⑤ 県内の移動については、新型コロナウイルス感染症対策が取られた専用車を手配することとし、行程中の借上げ料金、乗務員宿泊費及び高速道路通行料、駐車料金を計上すること。

⑥ 視察コース及び宿泊施設や観光施設の評価、意見等を把握し、コンテンツを改善するためのアンケートを実施し、その分析結果を事業終了後、速やかに報告すること。また、その結果については、訪問施設にもフィードバックを行い、その改善状況を報告すること。

⑦ 本業務における実施時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。

⑧ その他業務の詳細については、岩手県観光・プロモーション室と協議の上、実施すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならないこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4 部（紙ベース）及びデータ CD 1 枚